



報道機関 各位

記者発表資料

平成29年9月27日（水）

問い合わせ先：福祉総務課

担当：石山

電話：829-1254

内線：3016

さいたま市福祉避難所開設訓練を実施します

本市では、民間社会福祉施設等と「災害時の要援護者の受入に関する協定書」を締結しており、その協定施設を福祉避難所としております。災害時に福祉避難所が機能するものとなるよう、本市として初めて実動の福祉避難所開設訓練を実施します。

1 訓練実施日時、場所

(1) 平成29年10月7日（土）

10：00～10：30 浦和大里小学校 体育館

13：30～15：00 特別養護老人ホーム けやきホームズ

(2) 平成29年10月21日（土）

10：00～10：30 大宮別所小学校 体育館

10：45～12：00 介護老人保健施設 みやびの里

2 訓練の内容

指定避難所で行われる防災訓練と連携し、福祉避難所へ要配慮者の受入要請や移送を実施し、一連の流れについて確認を行います。また、協定施設において、受け入れ態勢の確認など、福祉避難所開設・運営訓練を行います。

3 訓練参加者

施設職員、避難所担当職員、防災アドバイザー、さいたま市職員（区総務課、福祉総務課、介護保険課、障害支援課、防災課）

※ 福祉避難所

一般的な避難所では生活が著しく困難となる、高齢者や障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設です。

なお、福祉避難所は、災害発生から概ね3日程度経過後の開設を想定しており、災害発生当初から避難所施設として開設することは原則としてありません。これは、福祉避難所が、平常時には入所又は通所施設として運営されており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設する必要があるためです。